

宿泊税 20年間の実績と今後のあり方

令和5年6月

東京都主税局

目次

| | |
|----------------------------|----|
| はじめに | 1 |
| 第1 宿泊税創設に至る経緯 | |
| 1 法定外目的税の創設及び東京都税制調査会の提言 | 2 |
| 2 東京都観光産業振興プランと東京都宿泊税条例の提案 | 2 |
| 3 東京都宿泊税条例の成立と施行 | 3 |
| 第2 宿泊税の施行状況 | |
| 1 宿泊税の概要 | 5 |
| 2 宿泊税についての周知活動 | 6 |
| 3 宿泊税条例施行後の状況 | 8 |
| 4 税収と使途 | 9 |
| 第3 今後の観光振興施策と宿泊税 | |
| 1 観光振興施策の今後の目標と方向 | 13 |
| 2 宿泊税の果たす役割と今後のあり方 | 14 |

参考資料

はじめに

宿泊税は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる法定外目的税として、平成14年10月1日に創設されて以来、東京都（以下「都」という。）の戦略的な観光振興施策の実施に大きく貢献している。

また、都が全国に先駆けて導入して以後、他の自治体においても宿泊税を導入する動きが進んでおり、全国的な広がりを見せている。

宿泊税は施行から20年を迎えているが、主税局では、これまでの宿泊税の施行状況等を振り返りつつ、今後の宿泊税のあり方について検討を加えた。「宿泊税 20年間の実績と今後のあり方」は、その検討内容をまとめたものである。

令和5年6月
東京都主税局

第1 宿泊税創設に至る経緯

1 法定外目的税の創設及び東京都税制調査会の提言

平成12年4月の地方分権一括法による地方税法の改正において、法定外普通税に係る国の関与が許可制から同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設されるなど、法定外税を創設しやすい環境が整備された。

こうした状況等も踏まえ、平成12年5月に設置された東京都税制調査会（以下「都税調」という。）では、都にふさわしい法定外税のあり方について議論が行われ、「自治体の政策課題の推進を税制面から支援していく効果があり、戦略的な自治体運営に資する」との観点から、平成12年11月にホテル税等の法定外税が提言された。

ホテル税は、国際都市としての東京の魅力を高めるための施策を強力に展開し、旅行者等の受入数増大を図りつつ、一方で、旅行者等に行政サービスに対する応分の負担を求め、それを東京の魅力を高める施策に振り向けるという好循環を形成していくことが、国際都市東京のポテンシャル向上に重要な意義を有するとし、その創設が提言されたものである。

2 東京都観光産業振興プランと東京都宿泊税条例の提案

当時の東京は、諸外国の観光先進都市に比して旅行者受入数が伸び悩むなど、観光施策において遅れを取っている状況にあった。そこで都は、平成13年11月に「東京都観光産業振興プラン」を策定し、観光を新たに産業として位置付け、観光振興施策に本格的に取り組むこととした。

平成13年11月2日に、都は、新税としてホテル税を導入すると発表し、その後税の名称を「宿泊税」とした上で、平成13年第4回都議会定例会に、東京都宿泊税条例案を提出した。

本会議においては、宿泊税の意義と目的について、「宿泊税は、21 世紀における観光産業の重要性を踏まえて、観光振興に必要な財源を安定的に確保するために、都が課税自主権を行使して創設するもので、地方主権を確立する上で意義あるものである」、「東京の観光を産業として捉え直し、これを振興するための財源の一部として宿泊税を活用して、立ち遅れている東京の観光振興を展開させることが、宿泊税創設の最大の眼目である」と説明した。

また、宿泊税の効果については、「観光は、すそ野が広く、多くの産業に経済効果が波及し、雇用などの増加をもたらす産業である」とした上で、「宿泊税を財源として活用し、各種観光ルートの開発や観光情報センターの整備などの施策を行うことにより、多くの旅行者を東京に誘致していく」と説明した。

本会議ではそのほか、宿泊税の具体的な周知方法についての質疑も行われた。

また、財政委員会では、旅行者やホテル等への周知に要する期間を考慮して施行日を定めるべきなどの質疑が行われた。

3 東京都宿泊税条例の成立と施行

以上のような経過を経て、東京都宿泊税条例（以下「宿泊税条例」という。）は、平成 13 年 12 月 19 日に開かれた都議会本会議において可決・成立した。

宿泊税は法定外目的税であるため、新設に際し、地方税法第 731 条の規定に基づく総務大臣への協議を必要とした。この協議に相応の期間を要することから、宿泊税条例では、その施行日について、規則で定める日から施行するとした。

その後、平成 14 年 3 月に総務大臣の同意を得られたが、さらに納税者への周知期間や関係業界の準備期間等を考慮し、宿泊税条例の施行日を平成 14 年 10 月 1 日と定め、同日以後の宿泊に対して宿泊税が課されることとなった。

【表1 都税調の提言から宿泊税の実施までの経緯】

| | | | |
|-------|-----|-----|-------------------------------|
| 平成12年 | 11月 | 30日 | 平成12年度都税調答申公表 |
| 平成13年 | 11月 | 2日 | ホテル税導入案発表（知事記者会見） |
| | 12月 | 4日 | 平成13年第4回都議会定例会開会、 宿泊税条例案提出 |
| | 12月 | 19日 | 宿泊税条例案可決・成立 |
| | 12月 | 21日 | 総務大臣協議開始 |
| 平成14年 | 3月 | 29日 | 総務大臣同意 |
| | 4月 | 10日 | 宿泊税条例公布 |
| | 10月 | 1日 | 宿泊税条例施行 |

第2 宿泊税の施行状況

1 宿泊税の概要

地方税法第4条及び第731条では、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を新たに創設し、課税することができる旨を定めている。これに基づき、都では宿泊税条例及び同条例施行規則において、宿泊税の賦課徴収について定めている。

宿泊税は、国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを目的として、都の全域で課する都税であり、納税義務者は、都内に所在するホテル又は旅館（以下「ホテル等」という。）に宿泊する者である。宿泊料金が1人1泊1万円以上1万5千円未満の宿泊については100円、1万5千円以上の宿泊については200円の税率で課税され、1万円未満の宿泊は課税が免除される。徴収方法は、ホテル等の経営者を特別徴収義務者とし、その特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し都に申告納入する、特別徴収の仕組みを採用している。

宿泊税の特別徴収義務者は、原則として毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入しなければならない。ただし、申告納入すべき宿泊税額が一定額以下であるなどの要件に該当する場合には、3ヶ月分をまとめて申告納入できる特例が設けられている。

なお、平成17年1月から、「東京共同電子申請・届出サービス」を通じた宿泊税の電子申告の受付を開始し、特別徴収義務者の利便性の向上を図っている。

【表2 宿泊税の概要】

| | |
|-----------|---|
| 目 的 等 | 国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てる |
| 納 税 義 務 者 | 都内のホテル等の宿泊者 |
| 課 税 免 除 | 宿泊料金1人1泊 1万円未満の宿泊 |
| 税 率 | 宿泊料金1人1泊 1万円以上1万5千円未満の宿泊 100円 1万5千円以上の宿泊 200円 |
| 徴 収 方 法 | ホテル等による特別徴収 |
| 申 告 納 入 | 原則として、毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入 |
| 施 行 日 | 平成14年10月1日 |

2 宿泊税についての周知活動

宿泊税では、特別徴収義務者であるホテル等について、宿泊税条例により登録の申請を義務付けている。主税局は、宿泊税の創設時に、宿泊税の説明会と、特別徴収義務者の登録説明会を開催し、新税への理解と協力を得られるよう努めた。さらに、宿泊税PR用ポスターを作成し、ホテル等、全国の主要駅、その他旅行者が多く立ち寄る施設に配布し、掲出した。

現在も創設時から引き続き、宿泊税の徴収事務が円滑に行えるよう、宿泊税の概要と特別徴収義務者の登録、申告納入の手続などに関する説明を盛り込んだ「宿泊税の手引」の作成・配布を行っている。また、旅館・ホテル営業の許可を行う保健所において、宿泊税に関する手続き等を案内するチラシを配布している。そのほか、広く宿泊税についての理解を得るため、リーフレット、都や主税局が発行する広報紙、ホームページなどの各種広報媒体を活用し、周知を図っている。

旅行者向けのリーフレットについては、宿泊税の概要や支払い方法について説明した「宿泊税のごあんない」を作成し、配布しており、外国からの旅行者にも宿泊税の

意義が理解されるよう、英語・中国語・ハングルに対応した外国語での説明も載せている。加えて、東京の観光公式サイトにアクセスできるQRコードを掲載し、旅行者に観光情報を提供するなど、利便性の向上を図っている。リーフレットは、東京観光情報センターのほか、ホテル等のフロントや客室に配置されるなど、旅行者の手に取りやすいような工夫がされており、円滑な納税に役立っているものと考えられる（参考資料1 宿泊者向けリーフレット「宿泊税のごあんない」参照）。

特別徴収義務者として登録されたホテル等には特別徴収義務者証票が交付されるが、ホテル等はこの証票を公衆の見やすい場所に掲示することとされている（参考資料2 特別徴収義務者証票参照）。

3 宿泊税条例施行後の状況

宿泊税条例附則第5項では、条例の施行後5年ごとに、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。これに基づき、都は5年ごとに課税のあり方について検討を行い、その都度、観光振興施策を財政面から支える安定財源としての必要性を確認し、課税を継続してきた。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、令和2年7月から9月までの間に行われた宿泊に対する宿泊税を課税停止することとし、さらに、大会の延期に伴い、課税停止の期間を令和3年9月まで延長した。

【表3 宿泊税条例施行後の状況】

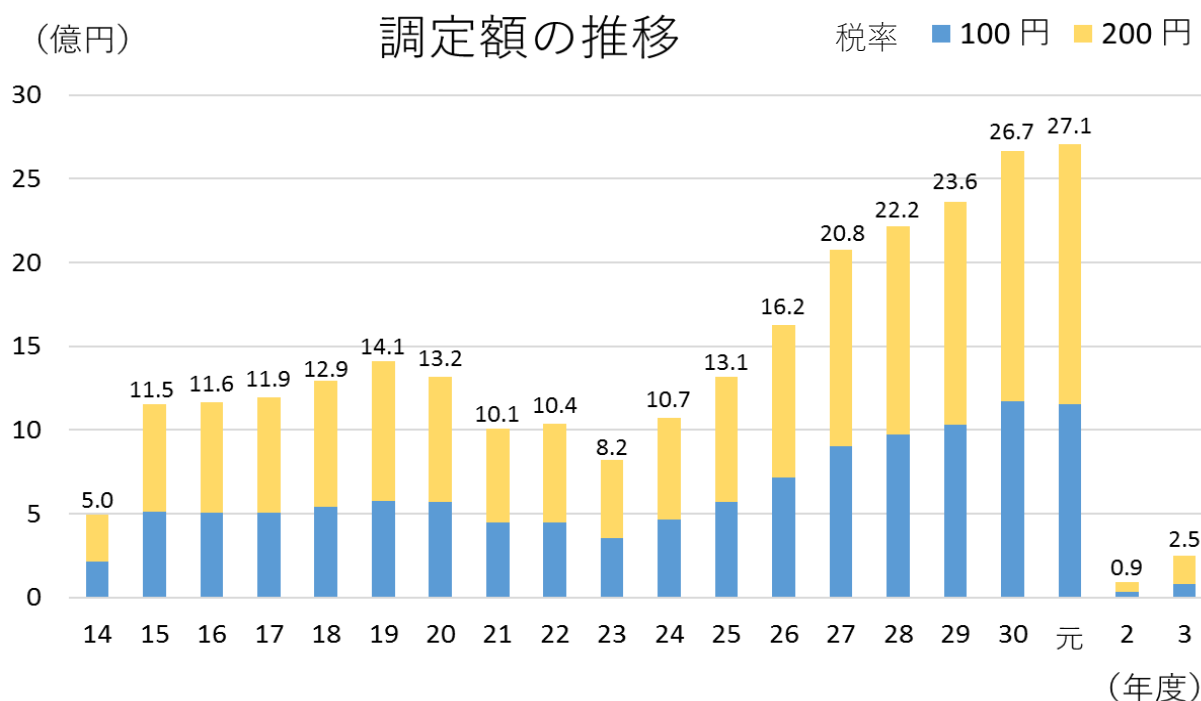
| | |
|----------|--|
| 平成19年 6月 | 5年間の実績と今後のあり方を財政委員会に報告 |
| 平成24年 6月 | 10年間の実績と今後のあり方を財政委員会に報告 |
| 平成30年 6月 | 15年間の実績と今後のあり方を財政委員会に報告 |
| 令和2年 7月 | 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う課税停止（令和3年9月まで） |

4 税収と使途

(1) 税収について

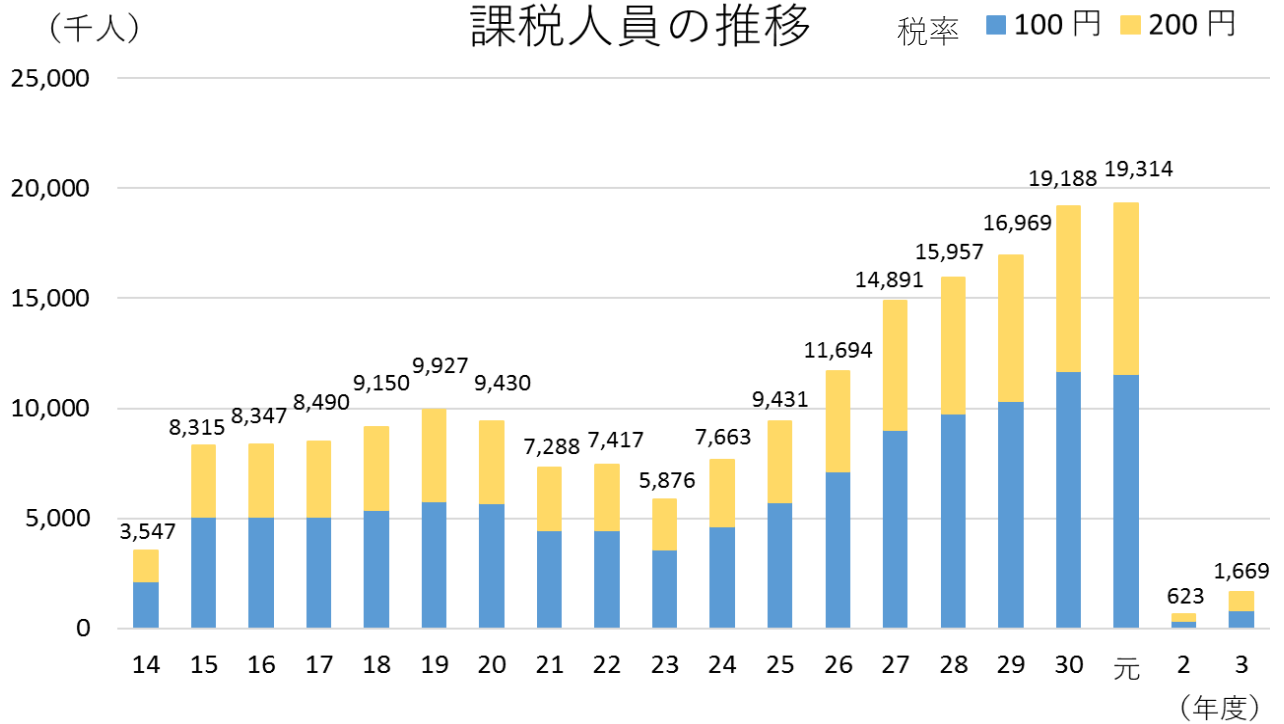
都は、宿泊税により、創設初年度の平成 14 年度から令和 3 年度までの間に、合計で約 273 億円の税収を確保している。また、表 4 のとおり税収は、東日本大震災の影響を受けた平成 23 年度を除き、10 億円を超える水準で安定し、訪日外国人観光客の増加を受けて右肩上がり推移していたが、令和 2 年度及び令和 3 年度は、課税停止や新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に落ち込んだ。なお、令和 4 年 3 月時点で特別徴収義務者として登録されている施設数は 970 件であり、税率区分別の調定額、課税人員、登録施設数の推移は、それぞれ表 4 から表 6 までに示すとおりとなっている。

【表 4 調定額の推移】



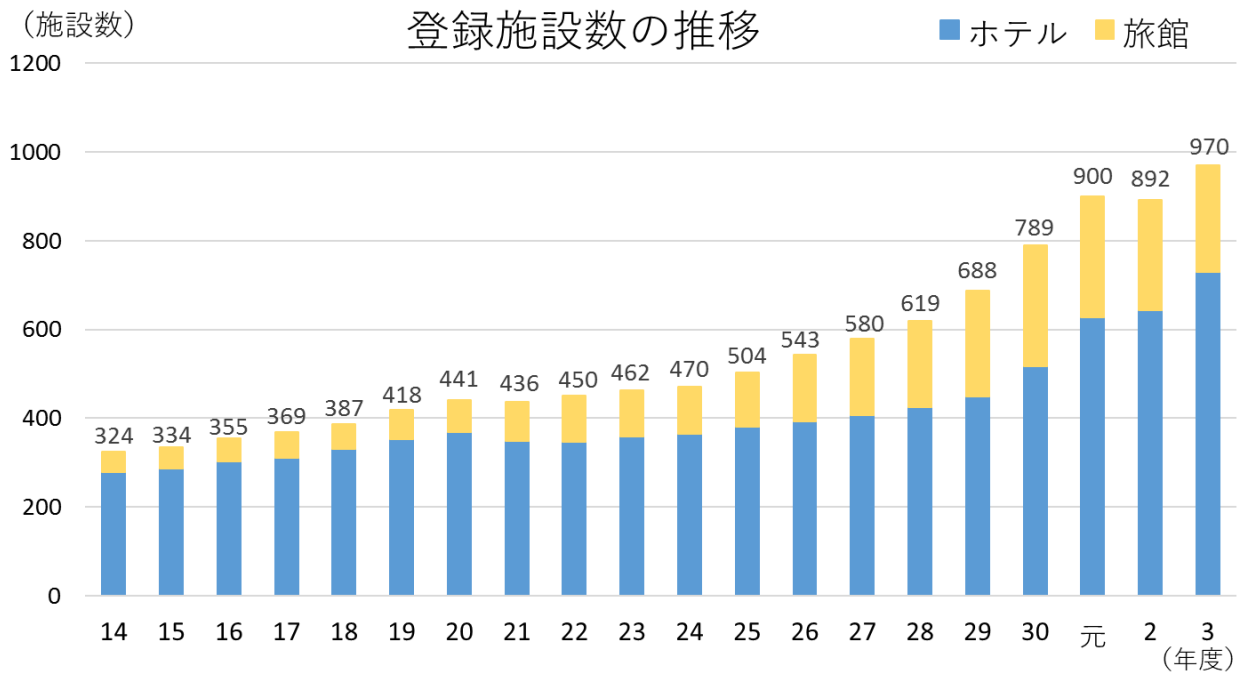
※毎年度末現在の数字による。

【表5 課税人員の推移】



※毎年度末現在の数字による。

【表6 登録施設数の推移】



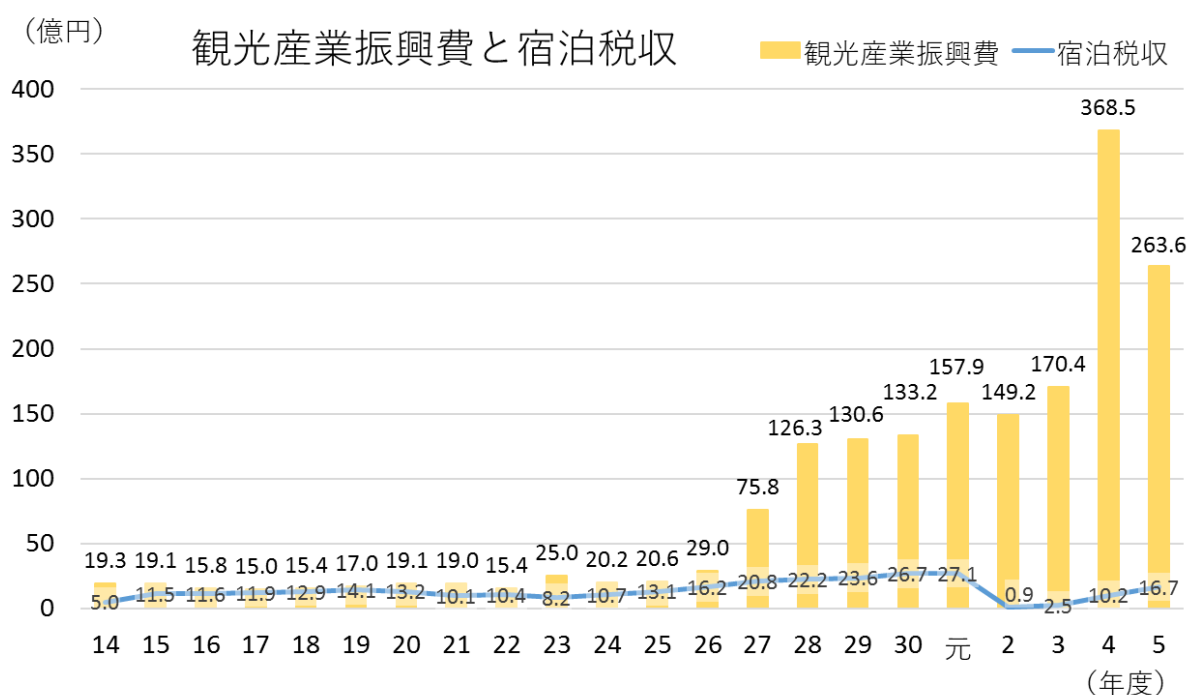
※毎年度末現在の数字による。

(2) 用途について

宿泊税収は、全額を観光振興施策の費用に充てることとされている。これまでの観光振興施策は、東京を訪れる旅行者に多大な利便を供しているところである。宿泊税の施行後、主な事業として、Wi-Fi やデジタルサイネージなどの利用環境の整備や東京観光情報センター（都内5箇所）設置・運営のほか、都内の観光スポット等を記載したウェルカムカード（9言語10種類）の作成などの施策を展開している。平成14年度から令和5年度までの各年度における観光産業振興費と宿泊税収の額は表7に示すとおりである。

なお、令和5年度に予算化されている事業の例は、表8のとおりである。

【表7 観光産業振興費と宿泊税収】



※平成14年度から令和3年度までは決算額、令和4年度は最終補正後予算額、令和5年度は当初予算額。

※観光産業振興費については、「東京都おもてなし・観光基金」の積立額を除く。

【表8 令和5年度の実施予定事業の例】

- ・ 東京観光情報センターの整備・運営
- ・ 海外に向けた観光プロモーション
- ・ 外国人旅行者の受入に係るサービス向上の支援
- ・ バリアフリー化の推進
- ・ ウェルカムカードの作成等
- ・ 新たな観光資源の開発
- ・ M I C E 誘致活動の展開
- ・ 観光事業者のデジタル技術を活用した取組への支援
- ・ 観光事業者の経営力向上や環境対策への支援

バスタ新宿内に設置した
東京観光情報センター



第3 今後の観光振興施策と宿泊税

1 観光振興施策の今後の目標と方向

都は、これまで、平成13年の「東京都観光産業振興プラン」策定に始まり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催決定以降、「外国人旅行者の受入環境整備方針(平成26年12月)」、「東京のブランディング戦略(平成27年3月)」、「東京都MICE誘致戦略(平成27年7月・令和5年1月)」を策定するなど、計画的に観光産業の振興を推進してきた。

また、平成29年度からは、観光を巡る急速な環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、中長期的な視点に立ち、「東京都観光産業振興実行プラン」を策定し、内容を更新しながら、総合的かつ体系的な施策を展開してきた。

こうした取組の成果もあり、訪都外国人旅行者は、平成13年の年間277万人から、令和元年には過去最多の1,518万人までに増加し、観光消費額は1兆2,000億円を超えるなど着実に実績を積み重ねてきたが、令和2年には、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、訪都外国人旅行者は252万人にまで落ち込んだ。

令和3年3月に策定した「『未来の東京』戦略」では、2030年までに3,000万人超の訪都外国人旅行者を誘致するなどの政策目標を示すとともに、令和4年2月に策定した「PRIME観光都市・東京 東京都観光産業振興実行プラン～観光産業の復活と持続的な成長に向けて～」において、今後の観光産業振興の方向性等を明らかにしている。

本プランでは、観光産業の復活と「サステナブル・リカバリー」の実現を基本理念とし、その実現に向け「観光産業の活性化」「社会変化等に対応した『新しい観光』の浸透」「持続可能な観光の推進」の3つの戦略に基づき、「あらゆる旅行者が快適に滞在できる受入環境の整備」「デジタル技術を活用した観光の推進」「観光産業の持続的な成長に向けた基盤の強化」等の7つの施策を展開していくこととしている。

その具体的な取組として、多言語対応の充実やアクセシブル・ツーリズムの推進、

観光関連事業者のDX導入の促進、観光消費額の拡大に向けた観光コンテンツの開発と誘客などを示している。

2 宿泊税の果たす役割と今後のあり方

(1) 宿泊税の必要性

宿泊税は、課税自主権の行使により、都が独自に課する法定外目的税として、安定した税収を確保し、観光振興施策の推進を財政面から支えてきた。

今後、「『未来の東京』戦略」及び「東京都観光産業振興実行プラン」に基づき、観光振興施策を進めるにあたって、宿泊税は、観光の振興を図る施策に用途を限定した目的税として、引き続き安定した財源を確保することにより、その役割を着実に果たしていくことが期待されている。

また、これまでの間、都はホテル・旅館、旅行業関係者や旅行者に対して宿泊税について積極的にPRを行った結果、宿泊税は都税として十分に浸透し、都の財源として重要な地位を確立してきた。

上記のような状況を踏まえれば、宿泊税は今後もその課税を継続していくことが適当である。

(2) 課税のあり方

税率や課税対象をはじめとする課税方式のあり方について、税財政の有識者の意見も勘案しつつ、検討を行った。

(有識者意見)

- ・ 観光産業振興費と宿泊税収の乖離が拡大していることや、高級ホテルなど高価格の宿泊が増加していること等を踏まえ、高額の宿泊に対し、担税力に応じた負担を求めてもよいのではないかと。

- ・ 民泊、簡易宿所について、公平性の観点から、課税対象とすることが考えられるが、宿泊料金の実態や徴収コストなどを勘案する必要がある。
- ・ 観光産業振興財源であることから、修学旅行生やビジネス客を考慮し設けられた課税免除の基準（1人1泊1万円未満の宿泊）は維持すべきではないか。
- ・ 1人1泊1万円未満の料金での宿泊者も、都の施策の恩恵を受けていることから、課税対象に加えてもよいのではないか。
- ・ 宿泊税の用途を分かりやすく示して、さらに理解を深めていく必要がある。
- ・ ワークेशन等東京を訪れる目的が多様化している現状を踏まえ、用途は観光振興に限定せず、グリーン化やバリアフリー化など、魅力ある都市づくりにも拡大すべき。

観光産業振興費と宿泊税収との乖離が拡大していることや、外資系高級ホテルなど高額な宿泊の増加が見られること、他の自治体において宿泊税の導入が進んでいることなど、創設当時と比べ宿泊税を巡る状況は変化している。こうした状況の変化に加えて、税の公平性を確保する観点も踏まえ、課税のあり方について見直しを検討する必要が生じている。

しかし、新型コロナウイルス感染症やコストの上昇等により深刻な影響を受けた宿泊業界の状況に加え、特別徴収義務者及び課税庁の徴収コストを踏まえると、当面は現行の課税方式を維持することが適当である。

宿泊税については、都の観光振興施策を財政面から安定的に支えていくことを前提に、公平性を確保する観点から、その課税のあり方について、旅行需要の回復状況や観光産業を巡る状況、都における観光振興施策の展開等を踏まえつつ、引き続き検討していくことが必要である。

今後も、宿泊税の施行状況、社会情勢の推移などを勘案し、5年ごとに、時代の要請に即した宿泊税のあり方を検証していく。

参 考 资 料

参考資料 1 宿泊者向けリーフレット「宿泊税のごあんない」

表面

東京都では、国際都市東京の魅力高め、観光の振興を図る施策の費用に充てるため、宿泊税を課税しています。

An accommodation tax is imposed by the Tokyo Metropolitan Government to enhance the attractiveness of Tokyo as a global city, and to fund measures to stimulate tourism.

東京都为了增强国际都市东京的魅力、加大对观光振兴措施的投入、课征住宿税。

도쿄도에서는 국제도시 도쿄의 매력을 제고하고 관광 진흥을 도모하는 시책 비용에 충당하기 위해 숙박세를 과세하고 있습니다。



① 東京観光情報センター
Tokyo Tourist Information Center

東京都庁 第一本庁舎 1階
Tokyo Metropolitan Government, Main Building No.1, 1F
2-6-1 Nishi-Shinjuku, Shinjuku-ku ☎03-5321-3077

■
バスタ新宿 3階
Shinjuku Expwy. Bus Terminal, 3F
5-24-55 Sendagaya, Shibuya-ku ☎03-6274-8192

■
羽田空港第3ターミナル 2階
Haneda Airport, Terminal 3, 2F
2-6-5 Haneda-ku, Ohta-ku ☎03-6428-0653

■
京成上野駅改札口前
In front of the ticket gate, Keisei Ueno Station
1-60 Uenokoen, Taitoh-ku ☎03-8326-5471

■
エキュート立川 3階
ecute Tachikawa, 3F
3-1-1 Shibasaki-cho, Tachikawa City ☎042-527-8611

東京の観光案内、観光地・観光ルートの紹介、交通アクセスの案内及び都内宿泊施設の紹介等を行っています。

東京の観光公式サイト
GO TOKYO 検索



東京都主税局税務指導課
Taxation Guidance Section, Tokyo Metropolitan Government
Tel: 03-5388-2956

東京都千代田都税事務所(宿泊税担当)
Chiyoda Taxation Office, Tokyo Metropolitan Government
Tel: 03-3252-7144



宿泊税のごあんない

Guidance on Accommodation Tax

住宿税介绍

숙박세에 관한 안내 말씀

東京都主税局
Bureau of Taxation
<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

裏面

宿泊税は、都内のホテル・旅館での宿泊に際し、宿泊者に課税されます。

宿泊料金等の支払い方法に応じて、ホテル・旅館等にお支払いください。

The accommodation tax is levied on guests when they stay in hotels or inns located within the Tokyo Metropolis.

Be sure to pay accommodation tax to the hotel or inn, along with the payment of your room and other fees and charges.

住宿税は向在東京都内の酒店、旅館住宿の房客课征。

请根据住宿费等之支付方法，支付给酒店、旅馆等。

숙박세는 도쿄도 내 호텔 및 여관에서 숙박하시는 투숙객 여러분께 과세됩니다。

숙박요금 등의 결제 방법에 따라 호텔 및 여관 등에 지불해 주십시오。

■ 税額

| 宿泊料金 (1人1泊) | 税額 |
|--------------------|---------|
| 10,000円未満 | 課税されません |
| 10,000円以上15,000円未満 | 100円 |
| 15,000円以上 | 200円 |

※食事、遊興、会議など、宿泊以外のサービスに対する料金は課税対象に含まれません。

■ Tax

| Room Charge (per person per night) | Tax |
|------------------------------------|----------|
| Below ¥10,000 | Tax-free |
| Between ¥10,000 to ¥15,000 | ¥100 |
| ¥15,000 and above | ¥200 |

*Fees relating to meals, entertainment, conference facilities and other non-accommodation services are not subject to this tax.

■ 税額

| 住宿费 (1人1晩) | 税額 |
|---------------------|-------|
| 未済10,000日元 | 不课税 |
| 10,000日元至未済15,000日元 | 100日元 |
| 15,000日元以上 | 200日元 |

※用餐、遊覧、会议等住宿以外的服务费用不在课税对象之内。

■ 세액

| 숙박요금(1인 1박) | 세액 |
|-----------------------|------|
| 10,000원 미만 | 비과세 |
| 10,000원 이상 15,000원 미만 | 100원 |
| 15,000원 이상 | 200원 |

※식사, 유희, 회의 등 숙박 이외의 서비스에 대한 요금은 과세 대상에 포함되지 않습니다。

皆様に納めていただいた宿泊税の税収は、次のような観光振興の施策に役立てられています。

- ① Wi-Fiやデジタルサイネージなどの利用環境の整備
- ② 観光案内所(都内5箇所)設置・運営
- ③ 観光公式ガイドブック「東京トラベルガイド」発行 など

The revenue from the accommodation tax you pay goes toward tourism promotion programs, such as the following.

- ① Establishing an environment for the use of Wi-Fi and digital signage
- ② Installing and operating tourism information centers (at 5 sites within the city)
- ③ Publication of the official tourism guidebook, "Tokyo Travel Guide" etc.

大家缴纳的住宿税收入，用于如下观光振兴的投入措施。

- ① 完善Wi-Fi及数字标牌的利用环境
- ② 设置与运营游览问讯处(都内5处)
- ③ 发行观光官方指南手册《东京旅游指南》等

투숙객 여러분께서 납부하신 숙박세의 세수입은 다음과 같은 관광 진흥 시책에 사용되고 있습니다.

- ① Wi-Fi 및 전자 간판 등 이용 환경 정비
- ② 관광 안내소(도쿄도 내 5곳) 설치 및 운영
- ③ 관광 공식 가이드북 '도쿄 트래블 가이드' 발행 등

参考資料 2 特別徴収義務者証票



特別徴収義務者証票



証票を掲出しているホテルのフロントの様子

参考資料3 ウェルカムカードの例

対応言語：日本語・英語・中国語・韓国語・フランス語・ドイツ語・スペイン語・
イタリア語・タイ語



参考資料 4 調定額・課税人員・登録施設数・観光産業振興費の推移

【調定額の推移】

単位：百万円

| 年度 税率 | 平成 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 100円 | 213 | 509 | 507 | 505 | 539 | 575 | 570 |
| 200円 | 283 | 645 | 656 | 688 | 752 | 834 | 745 |
| 計 | 496 | 1,154 | 1,163 | 1,193 | 1,291 | 1,410 | 1,316 |

| 年度 税率 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|----------|-------|-------|------|-------|-------|-------|-------|
| 100円 | 447 | 446 | 356 | 463 | 571 | 715 | 902 |
| 200円 | 563 | 591 | 464 | 607 | 743 | 909 | 1,175 |
| 計 | 1,010 | 1,037 | 819 | 1,070 | 1,315 | 1,624 | 2,076 |

| 年度 税率 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和 元年度 | 2年度 | 3年度 |
|----------|-------|-------|-------|-----------|-----|-----|
| 100円 | 975 | 1,033 | 1,170 | 1,155 | 35 | 83 |
| 200円 | 1,242 | 1,327 | 1,497 | 1,552 | 55 | 168 |
| 計 | 2,217 | 2,361 | 2,667 | 2,708 | 90 | 251 |

※毎年度末現在の数字による。端数計算により各税率の税収を合算したものが計と異なる場合がある。

【課税人員の推移】

単位：千人

| 年度 税率 | 平成 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 100円 | 2,131 | 5,092 | 5,067 | 5,050 | 5,392 | 5,754 | 5,702 |
| 200円 | 1,416 | 3,223 | 3,280 | 3,441 | 3,758 | 4,172 | 3,727 |
| 計 | 3,547 | 8,315 | 8,347 | 8,490 | 9,150 | 9,927 | 9,430 |

| 年度 税率 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 100円 | 4,475 | 4,461 | 3,558 | 4,627 | 5,715 | 7,148 | 9,018 |
| 200円 | 2,814 | 2,956 | 2,318 | 3,036 | 3,716 | 4,546 | 5,874 |
| 計 | 7,288 | 7,417 | 5,876 | 7,663 | 9,431 | 11,694 | 14,891 |

| 年度 税率 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和 元年度 | 2年度 | 3年度 |
|----------|--------|--------|--------|-----------|-----|-------|
| 100円 | 9,747 | 10,332 | 11,704 | 11,552 | 350 | 827 |
| 200円 | 6,210 | 6,637 | 7,484 | 7,762 | 273 | 842 |
| 計 | 15,957 | 16,969 | 19,188 | 19,314 | 623 | 1,669 |

※毎年度末現在の数字による。端数計算により各税率の課税人員数を合算したものが計と異なる場合がある。

【登録施設数の推移】

単位：件

| 年度 区分 | 平成 14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 |
|----------|------------|------|------|------|------|------|------|
| ホテル | 279 | 286 | 302 | 311 | 331 | 352 | 368 |
| 旅館 | 45 | 48 | 53 | 58 | 56 | 66 | 73 |
| 計 | 324 | 334 | 355 | 369 | 387 | 418 | 441 |

| 年度 区分 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|----------|------|------|------|------|------|------|------|
| ホテル | 348 | 347 | 358 | 364 | 381 | 392 | 407 |
| 旅館 | 88 | 103 | 104 | 106 | 123 | 151 | 173 |
| 計 | 436 | 450 | 462 | 470 | 504 | 543 | 580 |

| 年度 区分 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和 元年度 | 2年度 | 3年度 |
|----------|------|------|------|-----------|-----|-----|
| ホテル | 425 | 448 | 517 | 627 | 644 | 729 |
| 旅館 | 194 | 240 | 272 | 273 | 248 | 241 |
| 計 | 619 | 688 | 789 | 900 | 892 | 970 |

※毎年度末現在の数字による。

【観光産業振興費の推移】

単位：百万円

| 平成14年度 | 15年度 | 16年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1,933 | 1,912 | 1,583 | 1,498 | 1,543 | 1,700 |

| 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1,905 | 1,904 | 1,538 | 2,501 | 2,016 | 2,055 |

| 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 令和元年度 |
|-------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 2,897 | 7,584 | 12,632 | 13,057 | 13,319 | 15,791 |

| 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 14,919 | 17,039 | 36,853 | 26,364 |

※平成14年度から令和3年度までは決算額、令和4年度は最終補正後予算額、令和5年度は当初予算額。

※「東京都おもてなし・観光基金」の積立額を除く。